

公 募 案 内

「2026年度対日投資専門家による相談業務」
(海外投資コンサルティング) 業務委託先の公募

2026年5月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)・上海事務所

公募案内の目次

① 公募案内

② 仕様書（中国語）

（別紙）業務委託費明細書

（別紙）申請表（中国語）

公募案内

次のとおり公募を実施します。

2026年5月25日

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

1. 公募に付する事項

(1) 案件名	「2026年度対日投資専門家による相談業務」（海外投資コンサルティング） 業務委託先の公募
(2) 採択予定人数	2社程度を予定
(3) 対象分野、対象国・地域	【対象分野】 ①海外投資コンサルティング分野 【対象国・地域】 中国、以下「当地」とする
(4) 調達案件の仕様等	別紙仕様書のとおり
(5) 履行期間	契約締結日～2027年3月24日まで
(6) 履行場所	別紙仕様書のとおり
(7) 公募方法	① 応募者は、公募案内で指定する応募書類をもって申し込むこと。応募者が法人の場合は複数の業務従事予定者を提示することができるが、うち1名を統括管理責任者とする。本公募案内で定める評価基準を基に選定し、高い評価を得た者2社程度を採択者として決定する。なお、具体的な選考プロセスは後述の「選考プロセス・選考スケジュール」を参照のこと。 ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格・要件

- (1) 中国に法人と社員を有すること。
- (2) 採択通知後速やかに本事業に関する委託契約をジェトロ上海と所属先法人との間で直接締結できる。
- (3) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関しジェトロから指名停止措置を受けていない。
- (4) ジェトロが求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができるなど、ジェトロが本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できる。
- (5) 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体等に所属する個人または法人ではないこと。また、日

本法、国際連合、欧州連合、米国及び応募者の所在国の法令等で、制裁対象者として指定され輸出入、支払等、資本取引、投資、役務取引その他の取引等の制限を受けている者及びこれらの者の支配下にある企業・団体等（以下「制裁対象者」という。）に該当しないこと。制裁対象者に所属しておらず、かつ、制裁対象者との間で経済的関係を有していないこと。公募案内記載の要件を満たさないおそれが生じた状態になった場合には、速やかにジェットロに報告すること。

- (6) 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (7) 仕様書に記載の業務内容をすべて対応可能であること。
- (8) 本事業の趣旨に沿った形で、中国語での業務が可能であること。
- (9) 応募者の主たる事業拠点（所属先がある場合は主たる勤務地）が当地あるいは業務遂行可能な近隣地である。
- (10) 応募者自身及び応募者の所属先が過去に刑事罰を受けておらず、若しくは、刑事手続が行われていないこと。
- (11) 本事業の遂行にあたり、健康上に支障がないこと。
- (12) 本事業及び他のジェットロ事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・指導姿勢等に重大な問題、または事務手続、業務報告等において重大な問題を起こしていないこと。
- (13) 業務を遂行するために必要な PC 操作（Word、Excel、PowerPoint、E-mail など）が可能であること。Teams や ZOOM 等を使ったオンラインでの打ち合わせ等ができること。また、ウィルス対策ソフトを導入するなど、ジェットロの求める情報管理を行うことができること。
- (14) 相談者と円滑なコミュニケーションができること。また、利益誘導の禁止等公的機関の業務遂行の留意点を理解していること。さらに、機密情報・個人情報の取扱い、知的財産（著作権等）、コンプライアンスの重要性を理解し、適切な対応（態度・言動・情報の取り扱い）ができること。
- (15) 本事業の目的・趣旨・意義を理解し、事業に参加することに意欲的であること。

3. 業務委託の金額

本業務に基づき支払われる業務委託費は「業務委託費明細書」の通りとし、出来高払いとする。ただし、年間 34,800 人民元（税込）を超えないものとする。

- (1) 単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。なお、年間予定数量は想定数であり、確約するものではない。
- (2) 業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託費に含むものとし、ジェットロは負担しない。
- (3) 当該契約締結先のジェットロ事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託費に含まれるものとする。ただし、ジェットロが別途指定した場所にて業務を行う場合は、実施にかかる交通費等を規定の範囲内でジェットロの負担とすることができる。
- (4) 本事業に係る国内外出張経費は、原則発生しない。特に記載のない費用については業務委託費に含まれる。

4. 応募方法

- (1) 申請表

- ・ 別紙の「申請表」（中国語版）をご利用いただき、会社資料とともに、提出先までお送りください。

(2) 応募期限

2026年6月5日（金）17:00（当地時間）

(3) 提出先

ジェトロ・上海事務所（担当：張、程）

E-mail：PCS@jetro.go.jp

TEL：021-62700489(1600,1602)

5. 業務従事予定者の選定及び契約期間中における業務従事者の変更

応募者は、応募にあたり、所属する業務従事予定者が業務従事者の要件を満たしていることを事前に確認すること。なお、契約経過中に、災害、健康上の問題などの事由により業務続行が困難な場合、活動指標の達成率が著しく低い場合、指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、又は事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こした場合には、業務委託先とジェトロで協議の上、業務従事者を変更するように依頼することがある。

6. 選考プロセス・選考スケジュール

(1) 第一次選考（書類選考）：2026年6月8日～10日（予定）

(2) 必要に応じて第二次選考（面談審査）：2026年6月10日～17日（予定）

※ 書類審査を通過した対象者にのみ面談日程を個別に連絡する。

※ 書類審査と面談内容を総合的に判断し、上位2社程度を採択する。

(3) 採択結果通知：2026年6月19日（予定）までに書面にて通知する。

(4) 契約に関する説明：(3)の後、契約内容、各種手続きなどについて説明する。

7. 応募にあたっての注意事項

(1) 本公募に応募する者は上述の申込フォームの登録をもって応募があったとみなす。当該登録後に応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を書面で提出すること。

(2) 第二次選考の面談はオンラインもしくはジェトロの事務所で行う。第一次選考（書類選考）の通過連絡の際に、開催形式・場所・手順等について連絡する。応募書類作成、面談に係る費用など、本公募に生じた経費は支給しない。

(3) ジェトロが指定する面談の日程に参加できなかった場合は、本応募を辞退したものとみなす。

(4) 審査の経過、結果に関する問い合わせには応じない。

8. その他の注意事項

(1) 業務委託先が、事業のすべてもしくは一部を第三者に再委託することを禁ずる。

(2) 業務委託先は、ジェトロの求めに応じ、業務報告書や成果物等を提出すること。これらの知的所有権及び事業成果は原則ジェトロに帰属する。

(3) 本案件は2026年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取

りやめることがある。

9. 個人情報の取り扱い

本公募による業務委託先採択過程で知り得た個人情報は、業務委託先選定及び業務委託契約締結のために使用する。

10. 問い合わせ先

ジェトロ・上海事務所（担当：張、程）

E-mail：PCS@jetro.go.jp

TEL：021-62700489(1600,1602)

11. その他

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の1以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

式样书

1. 项目名称

“2026年度对日投资专家咨询业务”（海外投资咨询）

2. 业务目的

为助力已作为JETRO对日投资支援对象完成项目登记的中国企业（以下简称“支援企业”）早日实现其投资计划，负责统筹中国对日投资项目工作的独立行政法人日本贸易振兴机构上海代表处（以下简称“JETRO上海”），将与当地相关合作机构等携手，向支援企业提供中国对日投资活动所需的海外投资、税务及法务信息。

3. 本业务所需专家

能够在中国企业拓展海外业务时，在以下第4条所述领域提供咨询服务的专家

※需具备能用汉语准确传达专业知识的语言能力。此外，还需配备可用日语或英语进行业务联络的负责人。

4. 负责领域

海外投资架构搭建、中国企业“海外投资登记申请”（ODI）相关咨询服务（投资监管、手续流程、申请条件、费用、周期、各类申报备案等）

5. 业务内容

① 以简报会形式提供信息

- 面向支援企业及JETRO中国的负责人，以单项委托（根据业务发生情况进行委托）形式，通过面谈提供信息。实施方式包括面对面会谈、在线会谈或电话沟通。
- 单次会谈时间以1小时为基准，以15分钟为单位进行计算（不足15分钟时按15分钟计算）。

② 以小型报告形式提供信息

- 在利用现有资料或JETRO网站信息等的基础上进行回答或说明。若JETRO提出要求，需制作新的资料。为此所花费的时间视为以小型报告形式提供信息。每份报告的信息量以A4纸约2至3页（图表除外）为准。

③ 业务量上限为每年30小时，但不保证最低业务数量。

6. 业务委托及实施步骤

- ① JETRO上海根据委托内容，征询受托方可否应对。
- ② 接到征询的受托方确认JETRO的委托内容及时间等情况，答复能否应对。
- ③ 以面谈方式提供咨询服务的，如果能够承接，按指定时间和地点实施业务。
- ④ 以书面方式提供咨询服务的，答复书（格式由JETRO另行指定）的交付期限原则上为自JETRO上海发出委托之日起7个工作日以内。但是，2027年3月委托的部分，需在3月24日（星期三）前交付。

※工作日指除周六日、节假日及中国法定休息日以外的日期。

7. 提交报告书

- ① 受托方（所属机构）按照 JETRO 上海指定的方式报告业务内容。
- ② 作为业务实施成果，《支援业务月度报告书》（格式由 JETRO 另行指定）需在自业务实施月份次月首日起 5 个工作日以内提交。2027 年 3 月份的报告，截止日期为 2027 年 3 月 24 日（星期三）。
- ③ 完成上述第①、②项所述全部业务后，于 2027 年 3 月 24 日（星期三）向 JETRO 上海提交《业务完成报告书》（格式由 JETRO 另行指定）。

8. 业务委托相关注意事项

- ① 通过简报会形式提供信息的，每次以1小时为基准，以15分钟为单位进行计算（不足15分钟时，按15分钟计算）。日程确定后如发生取消，则不支付取消费。
- ② 简报会原则上以在线的方式举行，也可在JETRO办事处或专家所在地举行。移动、事先准备及事务联络所需时间及各项费用均包含在业务委托费中。
- ③ 通过小型报告形式提供信息的，时长以撰写书面文件所花费的时间为准。书面答复时，受托方需在开始作业前将所需时间（估算时间）通知JETRO。JETRO有时也会设定时间上限。

9. 业务履行时间

业务委托签约日至2027年3月24日（星期三）

10. 验收完成日期

自第7条所述成果物提交之日起5个工作日以内。

11. 支付方法、支付期限

- ① 第5条所述业务内容，以委托业务发生月份为单位进行支付。JETRO上海对《支援业务月度报告书》等内容进行验收后，由受托方向JETRO发送请款单。
- ② JETRO上海应在收到请款单之日起30天内，通过将相应款项汇入受托方指定银行账户的方式进行支付。汇款手续费由JETRO上海承担。

12. 其他注意事项

- ① 在实施本业务的过程中，禁止接受支援企业给予的金钱、物品馈赠、宴请招待等对价。
- ② 业务实施人员进行面谈等工作时，可使用JETRO中国办事处设施内的会议室。
- ③ 使用线上会议系统时，受托方应准备电脑等必要的设备及网络环境。
- ④ 合同期间，若因业务实施人员自身原因导致业务无法实施时，应与JETRO协商替代措施。此外，若咨询内容及服务态度存在问题、与支援对象企业等发生纠纷，或在事务手续、业务报告等实施环节出现问题时，JETRO上海将要求受托方作出改善。
- ⑤ 合同签订后，可要求受托方参加一定时长的合规培训（不属于本业务委托费支付范围）。培

训语言限定日语或英语。

- ⑥ 业务实施人员在本业务范围外制作的资料，经本人同意后，JETRO可将其提供给支援企业。
- ⑦ 如业务实施人员与支援企业签订个别合同，并最终成立日本法人等，此类情况原则上须向JETRO上海作出报告。
- ⑧ JETRO上海在运营方面作出变更时，将按需与受托方协商。

完